

所得・世帯事情に関する各種書類（表①～⑱）説明

① 所得証明書・非課税証明書
市区町村役場で発行されているものです。
② 源泉徴収票（コピー可）
平成20年分給与と所得の源泉徴収票は、勤務先から交付されています。 平成20年1月～12月分の給与額が記載されているか確認してください。 手元がない場合は、勤務先に再発行申請してください。
③ 支払（見込）証明書
前年途中に就職した場合、最近就職した場合等に勤務先に依頼してください。（一年間の年収見込額の証明が必要です。） ⇒勤務先で発行されない場合は、最近の給与明細書のコピーを提出してください。
④ 平成20年分所得税の確定申告書（控）
平成20年分所得税の確定申告書（控）の第1表、第2表（原則として、税務所の文書收受印があるもの）をコピーして提出してください。 「青色申告」、「白色申告」をした場合は、以下の書類を添付してください。 「青色申告」：平成20年分所得税青色申告決算書（控） 「白色申告」：平成20年分所得税白色申告収支内訳書（控） 所得が小額で確定申告をしていない場合は、市区町村役場に申告したそれに代わる書類のコピーを提出してください。
⑤ 平成20年分公的年金等源泉徴収票（コピー可）
社会保険庁等発行の平成20年中（平成20年1月～12月）に受給した年金額の源泉徴収票です。 源泉徴収票が手元がない場合は、最近の「年金振込通知書」、「年金額改定通知書」を提出してください。なお、「振込通知書」を提出する場合は、余白に1年間の振込み回数を記入してください。 確定申告をしている場合は、平成20年分所得税の確定申告書（控）の第1表・第2表（原則として、税務署の文書收受印があるもの）を提出してください。
⑥ 平成20年分報酬金支払調書（コピー可）
外交員、外務員等の方で、報酬を受けている場合に勤務先から交付されます。平成20年中に受けたものを全て提出してください。
⑦ 退職証明書・退職金支給証明書（退職年月日記載のもの）
勤務先で発行されるものです。
⑧ 退職予定証明書・退職金支払予定証明書（退職予定年月日記載のもの）
勤務先で発行されるものです。
⑨ 廃業証明書等
閉店、破産、倒産、営業停止になった場合、関係官庁等に届け出た書類または関係官庁等による公的証明書（「破産宣告書」・「銀行取引停止通知書」など）または弁護士による証明書を提出してください。 公的証明書がない場合は、該当者本人が説明書を作成し、提出してください。（必要事項：記入年月日、業種名、店舗名、廃業年月日、廃業理由、作成者署名・捺印（朱肉用印鑑使用）*様式自由）
⑩ 雇用保険受給資格者証
ハローワークで発行しています。
⑪ アルバイト収入状況報告書
短期アルバイト等で勤務先から支払証明書（源泉徴収票等）が出ない場合は、慶應義塾大学大学院奨学金案内巻末綴込の「アルバイト収入状況報告書」を作成してください。
⑫ 所得状況に関わる報告書
営業後1年間の収入状況がわかるように、営業開始日、業種、事業所の住所、電話番号、売上、経費、所得金額を記入したものを所得を得ている者が記載し、署名・捺印のうえ、提出してください。*様式自由
⑬ 平成20年中の総収入を証明する書類
父母が海外在住のため源泉徴収票や確定申告書がない場合は、平成20年中の総収入を証明する書類（円換算）を勤務先で作成してもらい、提出してください。
⑭ 生活維持に関わる状況報告書
両親の離婚等により養育費を受けている場合は、月額もしくは年額の養育費の金額等、生活維持に関わる状況報告を連帯保証人の署名・捺印の上、提出してください。*様式自由
⑮ 療養に関わる証明書
申込時現在において6ヶ月以上にわたる期間、療養中の場合または療養を必要と認められる場合は、医師等の診断書（写）、経常的に支出をしている金額を証明できる病院、薬局、介護サービス提供事業所等で発行される領収書を提出することにより控除を受けられます。
⑯ 別居に関わる証明書
主たる家計支持者が単身赴任等の別居により特別に支出している金額が対象となります。最近1ヶ月分の住居費（本人負担分のみ）や水道光熱費、家具・家事用品の実費の明細書に限り、提出することにより控除を受けられます。
⑰ 被災（罹災）証明書・盗難届出証明書
過去1年間に被災または盗難被害を受けたために支出が増大したり、収入が減少して、将来長期（2年以上）にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合は控除の対象となりますので、消防署・市区町村役場または警察署で発行される該当書類を提出してください。なお、控除額は自己申告となりますので以下の金額を申請書に正しく記入してください。 日常生活の必需品に被害を受けた場合－最低限度の衣料、家具の購入費・修繕費等 生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けた場合－長期にわたって収入減を予想される年間金額 *ただし、保険や損害賠償等によって補填された場合は控除の対象とはなりません。